

第十五條 工場委員会及整備委員会ノ會議開催ヲ類似セザルモノ前者ヲ本會派ト称シ  
後者ヲ委員会ト称ス

第十六條 本會議委員ニシテ一般ヨリ指斷サル、ガ如キ行為アリタル時ハ整備委員会

ニ於テ審議シ辭任スル事ヲ得

第十七條 本會則 昭和 年 月 日ヨリ実施ス

### 実行方法

(一) 所屬組合ニ其ノ趣旨ヲ徹底セシムル運動ヲ開始スル事

(二) 各組織工場其ノ他ニ付シテ団体交渉権ノ確立運動ヲ出来得ル限リ起ス事

(三) 新日本國民同盟ト出来得ル限リ協力シテ協約法ノ実施促進ニ努ムル事

(四) 内務大臣、商工大臣、社会局長官、首領、各大臣ニ建議及趣旨ノ陳情ヲナス事

### 團體協約法要綱

一 本法に於テ團體協約ト称スルハ、本法第六に規定セシムル團體協約能力ある雇傭者並に

雇傭者団体と被雇傭者団体との間に文書によつて締結セシムル労働条件の協約を云ふ

二 團體協約の締結される場合に於ケル個人的契約は、被傭者の利益となる部分に限り

有效トす

三 團體協約当事者は、協約締結後二週間以内に地方長官に届け出づるものとす

四 團體協約中の條項が同一行政区域内に於ける同一産業若しくは職業の過半数に適用

せらるゝに至りたる時、若しくは同條項が被傭者の利益に於て重大なる價値を有するに至りたる時、該協約條項は協約に關係なき同一産業並に職業にも適用するべき

ものにして内務大臣は此旨一般に公示する事を要す

五 第四の適用を受けるものにして異議を有するものは、適用する事の不当なる事實を

証明する書類を添付し、二週間以内に行政裁判所に異議の申立を爲す事を得

六 雇傭者又は被雇傭者の団体に於て、その定款によつて決議並に執行の機關を有し、

並に其の召集方法を規定したるものは、團體協約の能力あるものとす、但し被傭者

の団体は左の條件を具備することを要す

(一) ある一定の経営に所屬する事を団体員の資格として規定せざることを

(二) 雇傭者を団体員として加入せしめざる自主独立の団体なることを

七 團體協約は期間の経過若しくは双方の同意によつて終了す、但し期間の定めなき

場合は、三ヶ月の豫告期間を以て解除することを得

八 事業を譲り受けたる雇傭者又は雇傭者団体並に被雇傭者団体の各々が合併に依りて